

教養学部前期課程における授業形態等に関する申し合わせ

令和 4 年 9 月 8 日 教務委員会承認

令和 4 年 9 月 22 日 前期運営委員会承認

この申し合わせは、教養学部前期課程において開講する科目の授業形態等について定めるものである。

(授業回数)

1. 単位当たりの授業回数については、以下の時間数を基本とする。

1)「講義」及び「演習」科目は、1 個学期あたり 13 回の授業をもって 2 単位とする。

2)「実験」及び「実習」科目は、1 個学期あたり 13 回の授業をもって 1 単位とする。

なお、休講等により、授業回数が不足する場合は、補講等により充足することを原則とする。

(授業形態)

2. 授業形態としては、通常講義(週 1 コマないし 2 コマ開講)を基本とする。

なお、以下にあげる形態により授業を行う場合、担当教員は事前に教務課前期課程に報告し、必要に応じ教務委員会の審議を経ることとし、シラバスにもその旨を記載する。

1)集中講義

2)学外における授業等

3)双方向遠隔講義

4)インターネット配信

5)その他、通常の形態と異なる授業

(禁止行為)

3. 授業に関して、教員及び学生による以下の行為は禁止する。

1)著作権法等に抵触する行為

2)大学及び学生の権利を阻害する行為、または不利益となる行為

3)教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為

4)前期課程以外の課程との合併授業の実施(主題科目を除く)。

5)教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為

6)特定の民間企業や個人への不当な利益供与となる行為

7)その他、社会通念に反する行為

この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

令和 4 年 9 月 8 日 教務委員会承認

令和 4 年 9 月 22 日 前期運営委員会承認

令和 6 年 11 月 14 日 教務委員会改正

令和 6 年 11 月 28 日 前期運営委員会改正

教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せの「3. 禁止行為」の取扱いについて

3) 教養学部の許可を得ず教員及び学生以外で授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為

授業に関係のない学外者を入室・聴講させる行為は原則として禁止であるが、教養学部の許可を得て入室・聴講させることができる。その際は、入室・聴講を予定する日の原則として2ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、大学側が実施する事業のために必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考】

○授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可しなかった事例

- ・講義録を出版するにあたって、秘書（講師は国会議員）の入室
- ・外国の国会議員の授業見学のための入室
- ・高校生や他大学の学生等の聴講

○授業に関係のない学外者の入室・聴講を許可した事例

- ・外国の大学による教育及び研究の参考のための訪問（平成 29 年 10 月承認）

4) 前期課程以外の課程との合併授業の実施（主題科目を除く）。

前期課程以外の課程との合併授業の実施は原則として禁止であるが、主題科目については科目の特性から、この限りではない。また、主題科目以外の科目については、教養学部の許可を得た場合には実施できる。その際は、開講するセメスターの授業初日の原則として2ヶ月前までに学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が適切と認められた場合には、申出を許可するものとする。

5) 教養学部の許可を得ず授業の取材や撮影をさせる行為

本学の方針として、外部の機関による授業の取材や撮影については、基本的には受け付けていないが、授業を担当している部局が所属部局長の了解を得た上で、教養学部取材や撮影を申し出た場合には許可することがある。その際は、取材や撮影を予定する日の原則として2ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。教養学部は申出を教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その授業が教育改革の実施等、全学あるいは部局の戦略と密接に関わる授業であり、かつ取材内容がその授業にとって必要であると認められた場合には、申出を許可するものとする。

【参考（許可事例）】

○授業に関係のない学外者の授業の取材や撮影を許可した事例

- ・ 大学案内の作成のための外部カメラマンによる授業風景の撮影。
- ・ 初年次ゼミナール理科の教科書を作成するための外部のライターによる授業の取材及びカメラマンによる授業風景の撮影。

なお、外部の機関による授業の取材や撮影ではなく、教員自らによる公表を前提とした撮影等については次のように取り扱うものとする。

①授業風景の写真撮影及び公開について

授業風景の写真を撮影し、それをウェブ上で公表したり、出版・放送等の一部とする場合には事前に教養学部を許可を必要とする。

②授業内容の録音について

印刷物の出版等、何らかの目的のために、授業内容の録音をする場合には、事前に教養学部を許可を必要とする。なお、録音内容そのものの公開は原則として禁止する。

③配信を目的とした授業風景の動画（音声含む）による撮影について

特定又は不特定多数の者への公開を前提とした授業風景の動画による撮影については、全学あるいは部局の戦略として実施する授業で、撮影することが別途認められた授業を除き、原則として禁止とする。

①から③の許可申請にあたっては、申請者は撮影（録音）予定日の原則として2ヶ月前までに教養学部長に申し出ることとする。

教養学部長宛の申出に対し、教養学部は教務委員会及び前期運営委員会に諮り、その内容が、「教養学部前期課程における授業形態等に関する申合せ」の「3.禁止事項」1)、2)、5)、6)に該当しないと認められ、そのことが本学部として有意義と認められる場合には、申出を許可するものとする。